

令和8年度 第1回
江南市都市計画審議会 次第

日時： 令和8年7月14日（火）
午後3時から

場所： 江南市役所 第3委員会室

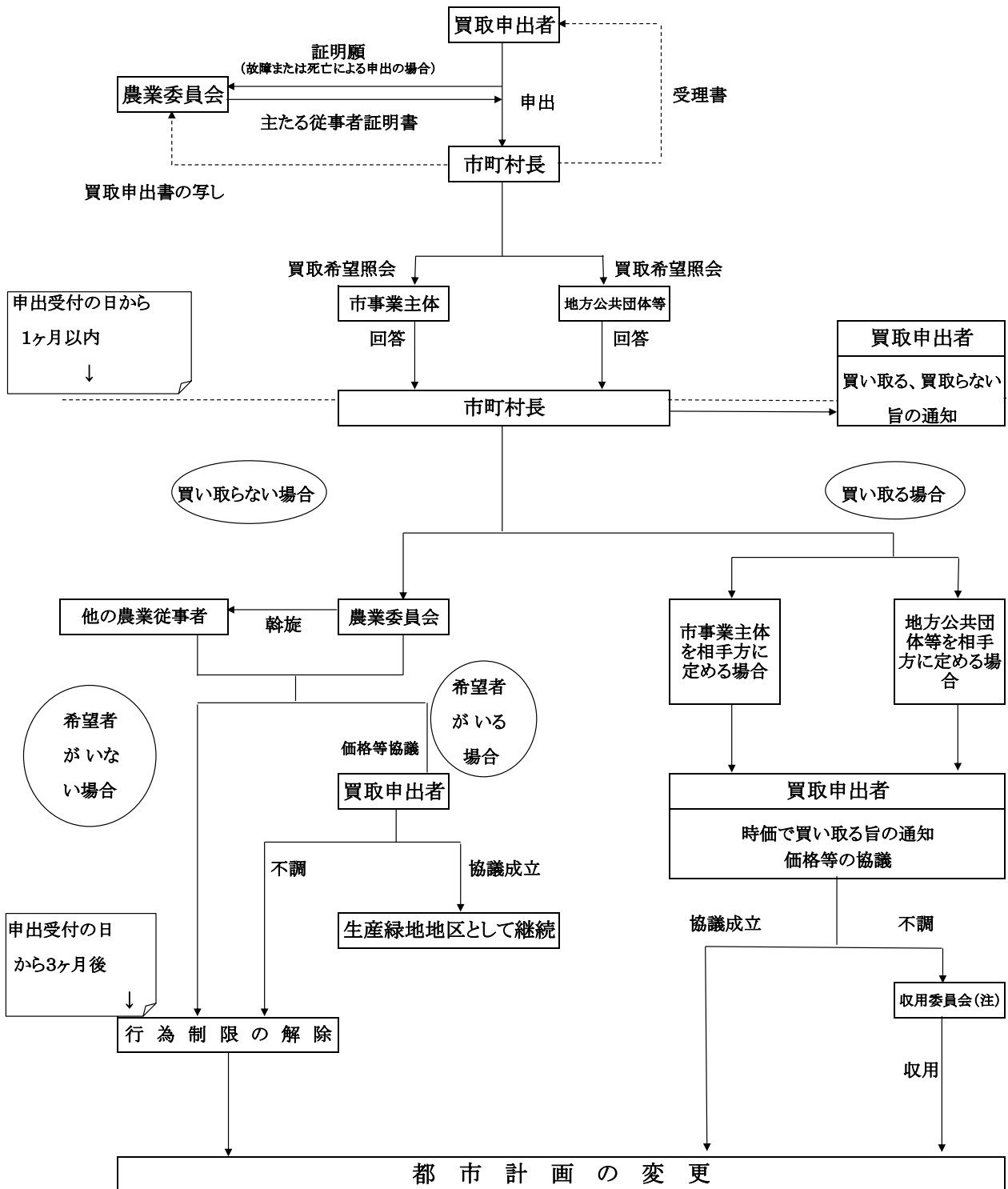
1. あいさつ

2. 議題

（1）尾張都市計画生産緑地地区の都市計画変更について（事前説明）

3. その他

生産緑地買取申出に関するフロー



(注) 生産緑地法の規定により、市町村等は
収用委員会による裁決を申請できる。

変 更 状 況 調 書 江 南 市 決 定

生産緑地地区の一団数及び面積

	変 更 前	増 減	変 更 後
一 団 数	84 団地	-1 団地	83 団地
面 積	6.8 ha (68,143 m ²)	-0.1 ha (-904 m ²)	6.7 ha (67,239 m ²)

箇 所 別 調 書

一団番号	増減	変更面積	理由番号	理 由
65	除外	-188m ²	4-①	指定後30年経過による制限解除
		-168m ²	4-⑥	分団による団地番号の変更 (82へ)
		-204m ²	4-⑥	分団による団地番号の変更 (82へ)
204	一部除外	-716m ²	4-①	指定後30年経過による制限解除
82	追加	+168m ²	4-⑥	分団による団地番号の変更 (65から)
		+204m ²	4-⑥	分団による団地番号の変更 (65から)
	除外 (減)	-1,276m ²		
	追加 (増)	372m ²		
	合 計	-904m ²		

※ 上記面積は、四捨五入により小数点以下に食い違いが生じる。

生産緑地地区の変更理由書

1. 生産緑地とは

生産緑地地区は、市街化区域内にある農地等の持つ緑地機能及び多目的保留地機能に着目して、公害や災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等に役立つ農地等を計画的に保全し、良好な都市環境形成を図ることを目的とするものです。

2. 生産緑地地区の指定要件

現に農林漁業の用に供されている農地等であって、次の要件を全て満たすものです。

- ① 公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市の環境の保全等良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ、公共施設等の敷地の用に供する土地として適しているものであること。
- ② 500㎡(5畝)以上の規模の区域であること。
- ③ 用排水その他の状況を勘案して農林漁業の継続が可能な条件を備えていると認められるものであること。

3. 生産緑地地区内における行為の制限

生産緑地地区内の農地等は、適切に管理することが義務づけられているため、建築物等の建築や、土地の形質の変更等は、原則としてできません。

4. 生産緑地地区の都市計画変更の主な理由

- ① 買取りの申出(※)があった場合において、その申出の日から3ヶ月以内に生産緑地としての所有権の移転(相続その他の一般承継による移転を除く)が行われず、行為制限が解除された場合。
- ② 公共施設等の敷地(用地)となった場合。
- ③ 土地区画整理事業の仮換地指定に伴う場合。
- ④ 地積更正で面積が変更した場合。
- ⑤ これらの変更によって、残った農地では生産緑地地区としての指定要件を欠く場合。
- ⑥ 団地が分団したため、新たに団地番号をつけた場合又は隣接する団地に追加した場合。
- ⑦ 「2. 生産緑地地区の指定要件」を満たし、新たに生産緑地地区を指定する場合。

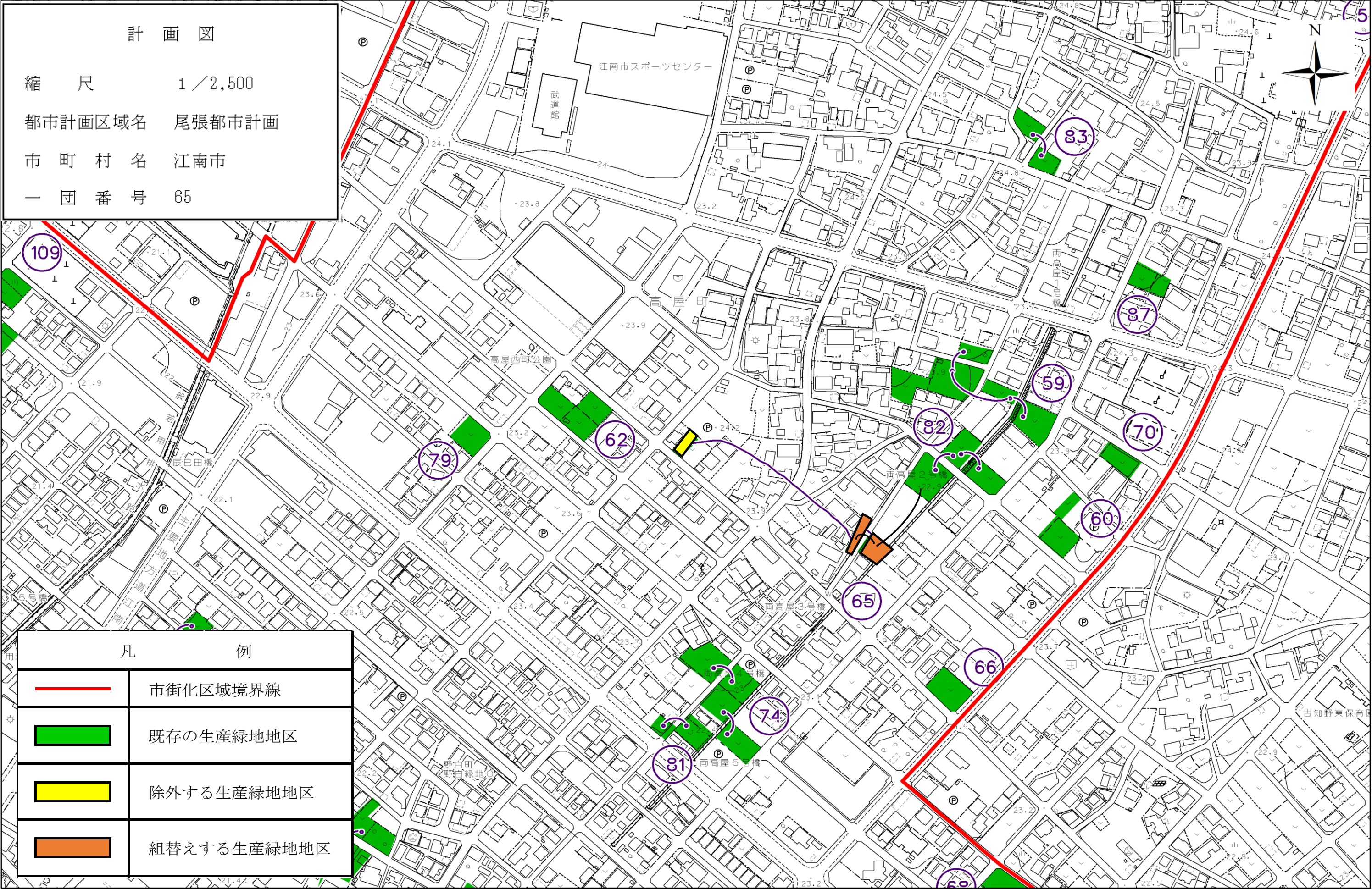
(※) 買取りの申出

生産緑地地区は、次の場合に限り、市町村長に時価で買取るよう申し出ることができる。

- 生産緑地地区に指定されてから30年を経過した場合。
- 農林漁業の主たる従事者が死亡したり、農林漁業に従事することを不可能とさせる故障を有することとなった場合。

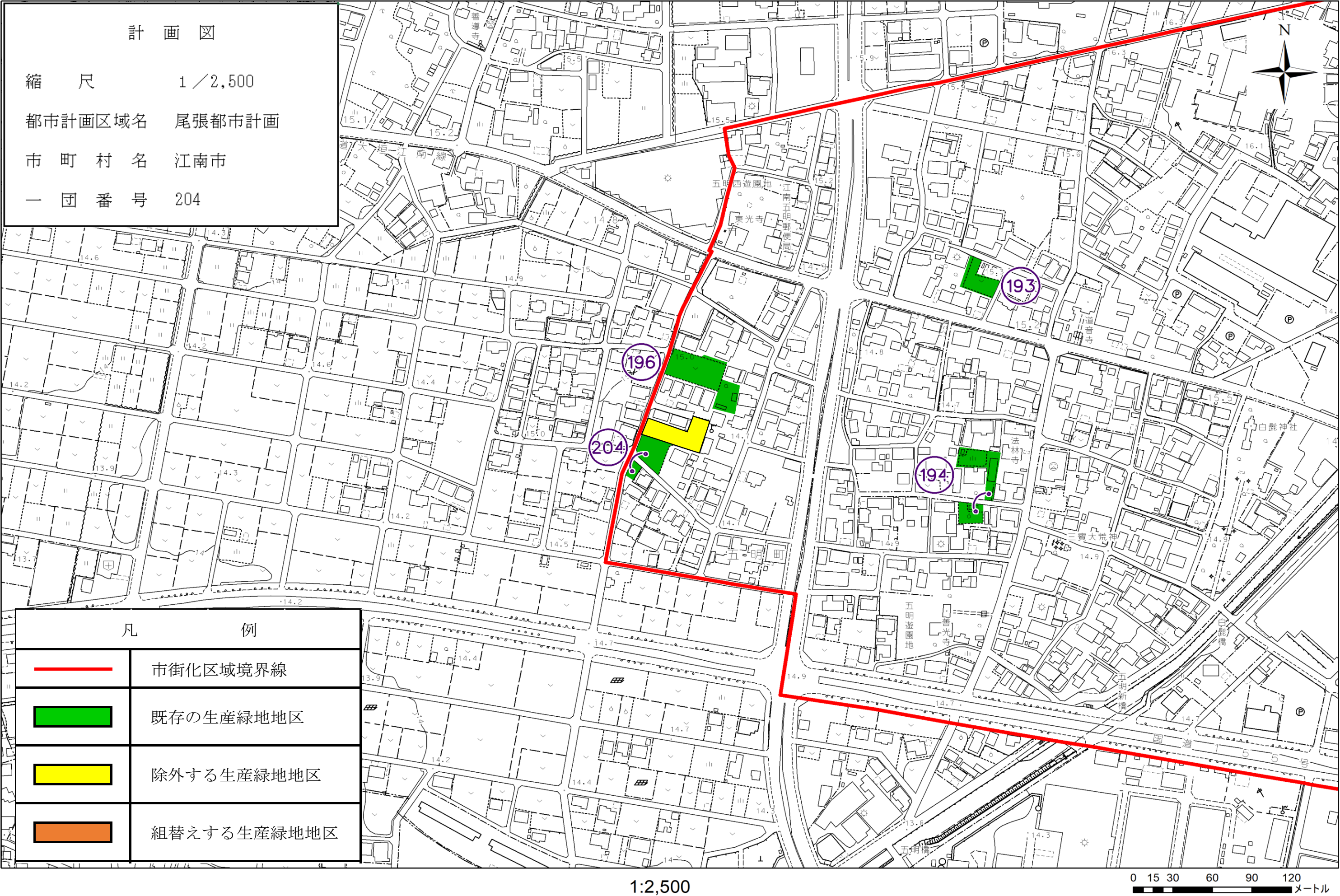
5. 今回の都市計画変更の理由と内容

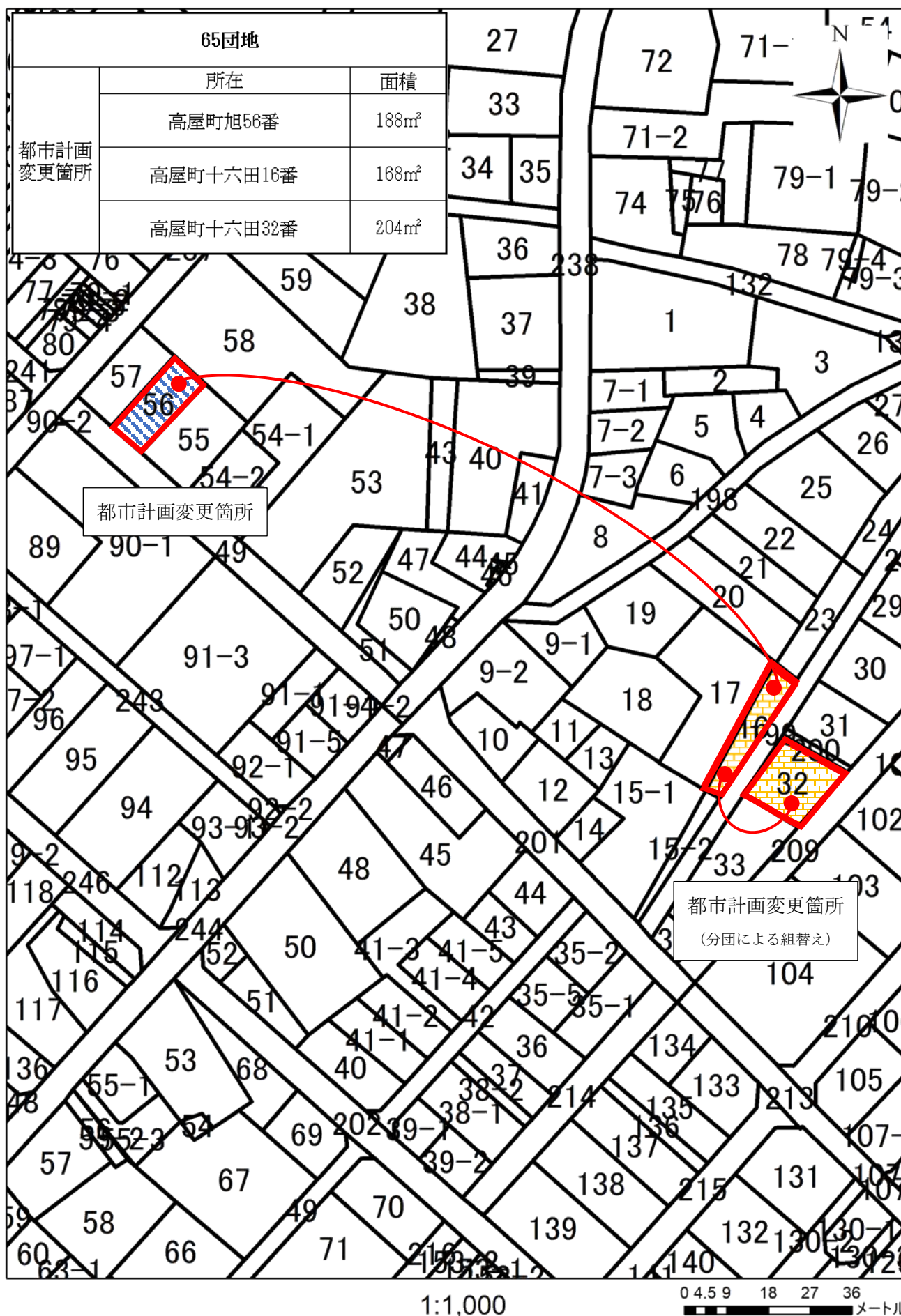
変更理由	除 外(減)		追 加(増)		合 計	
	面積(㎡)	団地数	面積(㎡)	団地数	面積(㎡)	団地数
4－①	-904	-1	—	—	-904	-1
4－②	—	—	—	—	—	—
4－③	—	—	—	—	—	—
4－④	—	—	—	—	—	—
4－⑤	—	—	—	—	—	—
4－⑥	-372	—	+372	—	0	—
4－⑦	—	—	—	—	—	—
計	-1,276	-1	+372	—	-904	-1

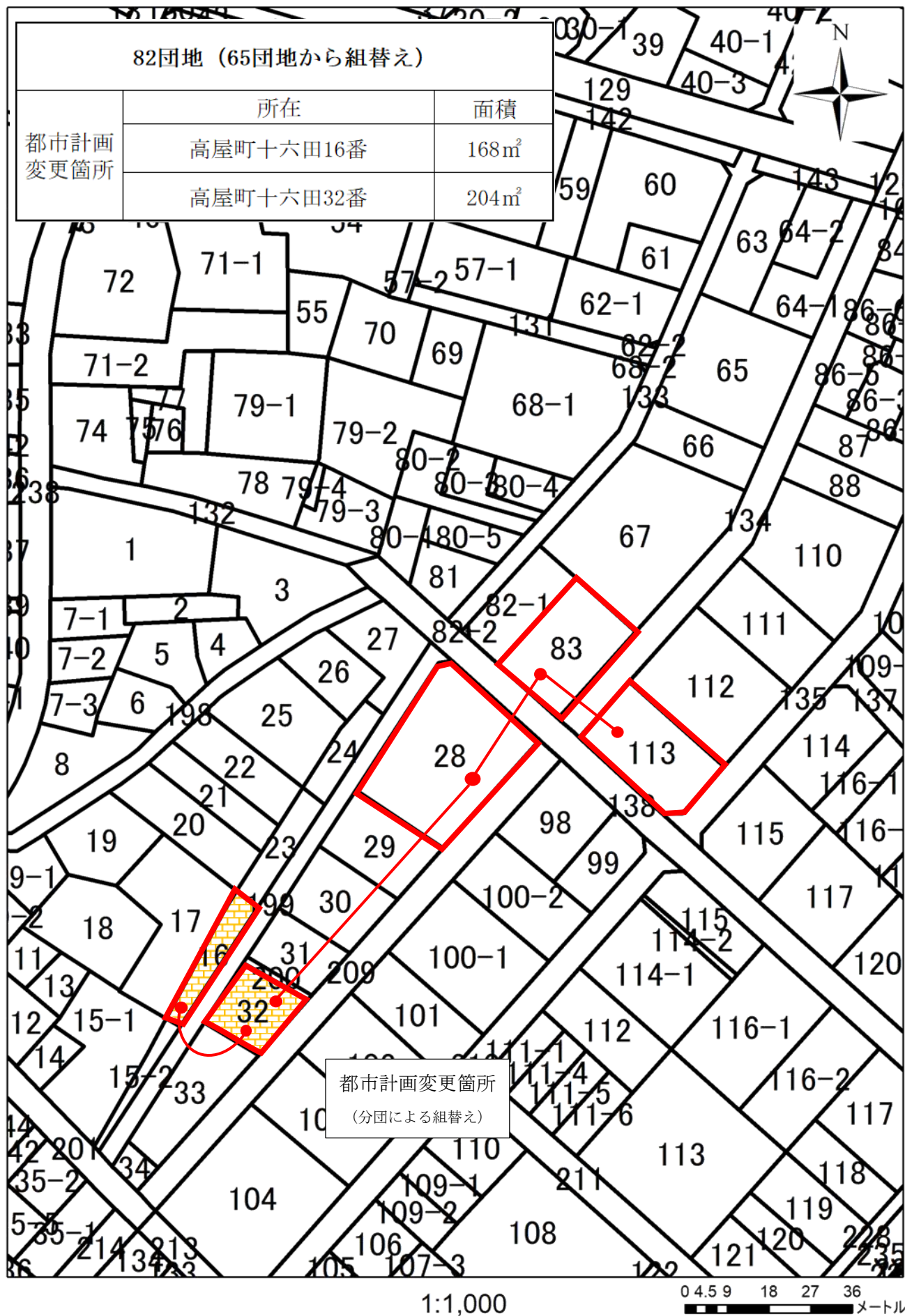


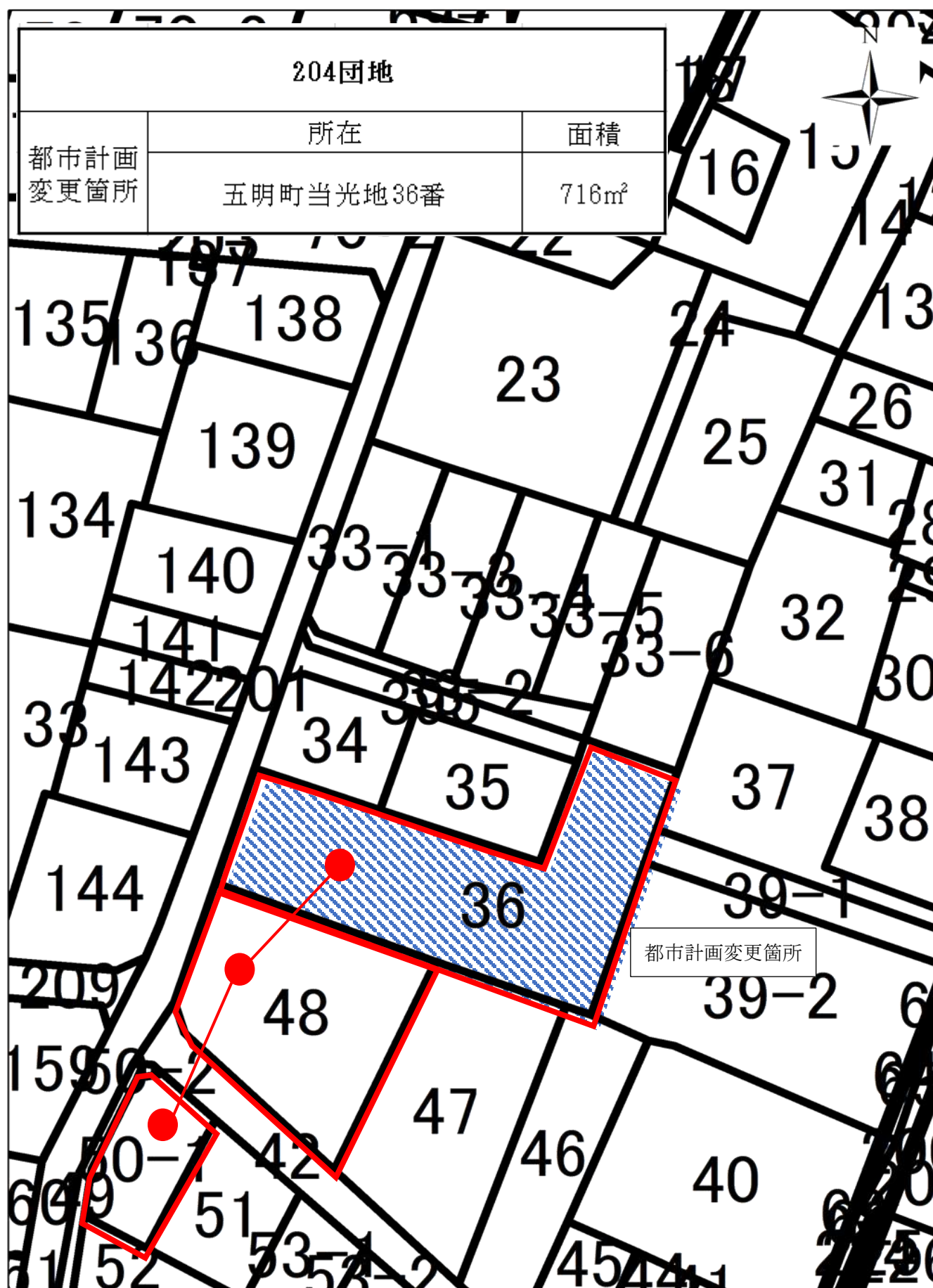
1:2,500

0 15 30 60 90 120
メートル









1:500

0 2.5 5 9 13.5 18
メートル

生産緑地地区構成筆一覧表

(計画図の一部)

江南市決定

生産緑地地区構成筆一覧表

江南市決定

一団番号	一団を構成する筆	参 考 面 積 (㎡)
3	赤童子町良原21番1	561
5	赤童子町良原127番	658
7	赤童子町南山164番、166番	710
9	赤童子町福住5番、6番、43番	867
10	赤童子町福住84番、115番1	799
11	赤童子町福住69番1、70番	1,090
12	赤童子町福住25番1 尾崎町桐野87番1	710
18	赤童子町桜道52番1	897
19	赤童子町桜道130番、148番、179番	1,874
20	赤童子町桜道133番1、142番1	638
22	赤童子町白山68番1	763
23	赤童子町白山94番1、96番	810
27	赤童子町福住61番1、61番2、89番	1,593
30	赤童子町白山114番1の一部、115番1の一部	620
31	赤童子町大間220番、農業用道路	533
34	北野町小松38番1、47番	512
38	尾崎町白山40番	671
40	尾崎町上田8番、21番	581
47	尾崎町若竹1番、10番	1,014
51	高屋町後山112番の一部、農業用道路	521
52	高屋町後山54番の一部、農業用道路	549
53	高屋町御日塚56番	779
55	高屋町西里157番	601
59	高屋町神戸62番1、66番、68番1、79番2、110番	2,726
60	高屋町神戸118番、120番	704
62	高屋町旭84番、85番	1,126
65	高屋町十六田16番、32番 高屋町旭56番	(560)
	(分団により高屋町十六田16番、32番は82団地へ付替え)	0

(変更前)

(変更後)

生産緑地地区構成筆一覧表

江南市決定

一団番号	一団を構成する筆	参 考 面 積 (㎡)	
66	高屋町十六田125番	636	
68	高屋町花戸74番、76番	1,542	
69	高屋町遠場33番、56番1	1,214	
70	高屋町神戸104番の一部	501	
73	高屋町花戸45番	582	
74	高屋町十六田67番、71番、72番、163番	2,051	
79	高屋町西町103番	546	
81	高屋町十六田64番の一部、74番、農業用道路	530	
82	高屋町神戸83番、113番 高屋町十六田28番	(1691)	(変更前)
82	高屋町神戸83番、113番 高屋町十六田16番、28番、32番 (65団地から分団され、16番、32番は82団地に付替え)	2,063	(変更後)
83	高屋町中屋舗101番、110番1の一部	715	
86	高屋町遠場146番	718	
87	高屋町中屋舗146番	498	
91	野白町葭場66番、75番、80番	889	
93	野白町野白102番、106番、109番	2,079	
94	野白町西千丸34番	599	
95	野白町西千丸72番	588	
97	野白町西千丸79番	789	
100	飛高町泉31番、70番	813	
102	飛高町夫見添91番	631	
107	飛高町中町151番	601	
108	飛高町中町47番、農業用道路	568	
109	飛高町中町19番	624	
110	飛高町本町155番の一部、農業用道路	507	
112	飛高町門野78番、89番	497	
113	飛高町門野82番、83番の一部	611	
118	宮後町砂場西26番	573	
120	宮後町船渡59番1、59番2、59番3	739	
123	宮後町砂場北91番、92番、94番	1,035	
126	宮後町砂場東345番、農業用道路	547	

生産緑地地区構成筆一覧表

江南市決定

一団番号	一団を構成する筆	参考面積 (㎡)
127	宮後町砂場東354番、農業用道路	525
131	宮後町砂場東107番1、108番	757
149	今市場町秋津148番	714
151	今市場町秋津258番1、258番5	530
159	木賀町新開222番の一部	570
161	木賀町大門294番、295番、農業用道路	520
163	木賀本郷町東21番	687
167	木賀東町新塚99番、116番1、121番	1,511
168	木賀東町新宮24番、25番、26番	502
169	木賀東町新宮45番	681
170	木賀東町新宮79番	503
173	木賀東町新塚214番、215番	614
177	木賀東町新塚182番1、農業用道路	561
178	木賀東町新宮18番、農業用道路	529
179	木賀東町新塚143番、農業用道路	511
181	木賀東町新塚55番	516
182	小郷町手保ノ木46番	534
183	布袋町東94番、102番	578
184	布袋町東127番、129番、132番、133番	835
185	布袋町東317番1、318番1	569
193	五明町天王181番、182番の一部	499
194	五明町当光地276番の一部、277番、290番、294番、298番	1,196
196	五明町当光地23番、24番、25番、32番	1,439
197	宮後町船渡82番	697
202	高屋町後山30番1、48番	1,129
204	五明町当光地36番、48番、50番1	(1341)
204	五明町当光地48番、50番1	625
205	高屋町後山52番、151番	739
207	赤童子町白山60番1、99番	976

(変更前)

(変更後)

【都市計画策定の経緯の概要】

(令和8年7月時点)

尾張都市計画生産緑地地区の変更(江南市決定)

事 項	時 期	備 考
江南市都市計画審議会	令和8年7月14日	事前説明
県事前協議	令和8年7月下旬	以下予定
事前協議回答	令和8年8月上旬	
広報掲載(縦覧の案内)	令和8年9月25日	広報10月号配布日
計画案の縦覧	令和8年10月上旬から 令和8年10月中旬まで	意見書の提出 (有・無)
江南市都市計画審議会	令和8年11月9日	付議→答申
知事協議	令和8年11月中旬	
知事協議回答	令和8年12月中旬	
決定告示	令和8年12月下旬	

都市計画変更後の生産緑地地区の土地利用について

●令和 6 年度除外の生産緑地

令和 7 年 7 月 1 日時点の現況

現況	集計面積 (㎡)	割合 (面積比)
戸建住宅	3,725㎡	53.6%
アパート	1,706㎡	24.6%
店舗・事務所	548㎡	7.9%
畑	969㎡	13.9%
計	6,948㎡	100.0%

令和 8 年 7 月 1 日時点の現況

集計面積 (㎡)	割合 (面積比)
4,177㎡	60.1%
1,706㎡	24.6%
548㎡	7.9%
517㎡	7.4%
6,948㎡	100.0%



●令和 7 年度除外の生産緑地

令和 8 年 7 月 1 日時点の現況

現況	集計面積 (㎡)	割合 (面積比)
戸建住宅	1,774㎡	35.0%
アパート	0㎡	0.0%
店舗・事務所	0㎡	0.0%
畑	3,292㎡	65.0%
計	5,066㎡	100.0%